

## 議員提出議案第2号

### 取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年 6月 8日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者	取手市議会議員	佐藤 隆治
〃	〃	山野井 隆
〃	〃	岩澤 信
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	染谷 和博
〃	〃	結城 繁
〃	〃	赤羽 直一

#### 提案理由

地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、市に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に市から支払を受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。

## 取手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、取手市議会議員（以下「議員」という。）が取手市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員（取手市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。次項において同じ。）は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間。以下この項において「報告期間」という。）に、当該報告期間の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における取手市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該報告期間の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

### (報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、令和5年4月1日以後における取手市に対する請負について適用する。

## 委員会提出議案第1号

### 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年6月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 佐藤 隆治

#### 提案理由

災害の発生等により議場に参集できない場合など、所定の要件を満たしたときに、会議を欠席し、早退し、又は遅参したため議場にはいない議員が、オンライン会議システムを活用して一般質問又は緊急質問を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般質問)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。<u>ただし、第 63 条の 2 第 1 項の規定により質問する場合(質問の順序に当たっても質問しないときを除く。)</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p><u>(オンライン会議システムを活用した質問)</u></p> <p><u>第 63 条の 2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下この条において「オンライン会議システム」という。)を活用して、第 62 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による質問をすることができる。</u></p> <p><u>2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 議員がオンライン会議システムを活用して質問する場合における第 50 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議</u></p>	<p>(一般質問)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>第 63 条 (略)</p>

長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。

4 オンライン会議システムを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 63 条の 3 及び第 63 条の 4 (略)

第 63 条の 2 及び第 63 条の 3 (略)

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第2号

子どもの健康に配慮したマスク着脱の周知を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年6月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 岩澤 信

〃 〃 染谷 和博

〃 〃 根岸 裕美子

## 子どもの健康に配慮したマスク着脱の周知を求める意見書（案）

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は分類がインフルエンザ同様の5類へ移行し、マスクについては3月13日から個人の自由な判断で着脱が可能になりました。

今後の感染予防対策について、政府が発信するガイドラインは、個人の判断を尊重しつつも、警戒を促す表現も併記されていることから、マスクの適切な着脱シーンの判断を決めかねている国民も多いのではないかと推察されます。リサーチ会社の調べでは、62%が今後も変わらない頻度でマスクを着用すると回答しました。また、どのような変化があればマスクを外すのかについては、57%が周囲の人がマスクをしなくなることに回答しています。このことは2020年春から今日まで3年にわたってコロナ感染の恐怖を、ありとあらゆるマスメディアが四六時中放送し続けたことや、日本の国民性が影響していると考えられます。しかしながらコロナ禍から3年以上が経過し、マスクの長時間の着用が次のような健康被害につながることに警鐘を鳴らす学識者の文献も多く見られるようになりました。

- ① 口呼吸になりがち（特に子どもに顕著）のため、呼吸器にウイルスが直入するリスクの上昇
- ② 二酸化炭素の再吸入による片頭痛
- ③ マスクに付着した飛沫が乾燥した後の飛沫核が一気に飛散する可能性
- ④ 血中炭酸ガス濃度の上昇や、不織布マスク等からのマイクロ・プラスチック、一部製品の接着剤・漂白剤等の長期吸引による健康被害の可能性
- ⑤ 言葉が聞き取りにくく、表情での伝達も困難になること。
- ⑥ 子どもが表情を認識したり、表情で意思疎通する機会がないなど発達への影響
- ⑦ 難聴者が唇の動きを読めないこと。
- ⑧ 暑苦しきの心理的影響も含めた熱中症リスク

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定では、卒業式におけるマスクの着用について【卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし】と表記されているにもかかわらず、ほぼ全生徒がマスクを着用していた学校もありました。このような情報を保護者や児童・生徒が認識していなかった可能性もありますが、今後は総合的な健康を視点とした共通理解が必要と思われます。また、気温の高い中でも屋外での単独の散歩や野外活動でマスクを着用する高齢者の姿も数多く見られ、熱中症が危惧されます。昨年の熱中症での搬送者が例年に比べ倍増し、今年はさらに電気代高騰により、節電に気を配りながらの夏場を迎えることを考えると、注意が必要です。本来は国が積極的に着用を推奨しない場面についてもアナウンスすることが必要であると考えます。同調圧力や今までの惰性で着用するのではなく、場面に応じて抵抗なくマスクを外せる環境づくりを目指し、下記の事項を求めます。

### 記

- 1 子どもの健康に配慮したマスク着脱の周知を徹底すること。
- 2 マスク着用を推奨しない場合についても積極的に周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 5年 6月15日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣 文部科学大臣  
茨城県知事 茨城県教育委員会教育長